

屋台との共生のあり方研究会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市における屋台の意義や効果、課題等について、様々な見地から多面的な検証を行い、多くの方々と屋台について共に考えとともに、これからの住民と屋台の共生のあり方について検討することを目的として「屋台との共生のあり方研究会」(以下、「研究会」という。)を設置する。

(業 務)

第2条 研究会は、住民と屋台との共生のあり方に関する基本的な考えをとりまとめ、市長に提言を行う。

(構成員及び組織)

第3条 研究会は、会長、委員及び関係者委員(以下、「委員等」という)をもって組織する。

- 2 会長及び委員は、多面的な見地から検証を行う者として、市長が市民、学識経験者等のうちから委嘱する。
- 3 関係者委員は、屋台営業者、地域代表者その他屋台と一定の関係を有する者の立場から意見を述べる者として、市長が市民等のうちから委嘱する。
- 4 委員等の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

(運営)

第4条 研究会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長が会議の進行にあたる。

- 2 会長がやむを得ず会議に出席できない場合は、会長があらかじめ指名した委員が会長代理として会議の進行にあたる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員又は関係者委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 第2条に掲げる提言は、会長及び委員が報告書を作成し、市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の提言書の作成にあたっては、会長及び委員は、関係者委員の意見を尊重しなければならない。
- 3 関係者委員は、必要があると認めるときは、第1項の報告書の提出にあたって、当該報告書に意見を付すことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、福岡市総務企画局企画調整部に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、事務局が会長と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。